

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

1 鉄道局鉄道事業課の所掌事務について、所要の改正を行うものとする。 (第十一条関係)

2 運輸審議会が国土交通省設置法第八条第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律の一部を改正する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合に必要となる技術的読替えを定めるものとする。 (第十二条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 経過措置

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律第二条による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなすものとする。 (第十三条関係)

第三 附則

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項関係)